

○経済産業省告示第三十九号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十四日から施行する。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣 海江田 万里

第四条第二号の二イ中「平成十三年経済産業省告示第三百三十三号第一条各号」を「平成二十三年経済産業省告示第三十八号第七条各号」に改める。